

議案第91号

裁判上の和解について議決を求める件

裁判上の和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和5年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

県は、福岡高等裁判所宮崎支部に係属中の事件に関し、次のとおり裁判上の和解を行うものとする。

1 事件名

福岡高等裁判所宮崎支部令和5年（ネ）第2号債務不存在確認反訴請求控訴事件

2 和解をする相手方（以下「相手方」という。）の住所及び氏名

[REDACTED]

3 事件の内容及び裁判の経過

(1) 県は、訴外 [REDACTED]（以下「主債務者」という。）に対し、平成元年10月17日に農業改良資金として、6,660,000円の貸付け（以下単に「貸付け」という。）を行った。

(2) 主債務者からは合計155,000円が償還されたのみであることから、県は、主債務者及び連帯保証人であった訴外 [REDACTED] の相続人である相手方に対し、残額の償還を請求した。

しかし、主債務者及び相手方はこれに応じず、令和3年7月3日、相手方は県に対し、貸付けの連帯保証債務を負担していないことを確認する訴訟を提起したため、県は、県議会の議決を経て、令和3年10月21日に鹿児島地方裁判所に反訴を提起していたところ、同裁判所は、令和4年11月24日に、県の請求を全面的に認める判決を言い渡した。

(3) 相手方は、これを不服として、令和4年12月8日に福岡高等裁判所宮崎支部に控訴した。

(4) 同裁判所において、令和5年5月10日に第1回口頭弁論が行われたが、同日に裁判長から和解勧告がなされたものである。

4 和解の内容

(1) 相手方は、県に対し、連帶して主債務者に対する貸付けの連帯保証債務として、次の各金員の支払義務があることを認める。

ア 残元金 6,505,000円

イ 残元金に係る各償還期限の翌日から支払済みまで年12.25パーセントの割合による違約金

(2) 相手方は、県に対し、連帶して(1)のアの金員を、和解成立日の属する月の翌月末限り、

県指定の振込口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は相手方の負担とする。

- (3) 相手方が(2)の支払を遅滞なく行ったときは、県は、相手方に対する(1)のイについての請求を放棄する。
- (4) 相手方及び県は、相手方と県との間には、本件に関し、この和解条項に定めるものほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

5 和解の理由

残元金が期限までに全額償還されることにより、早期に債権が回収できること及び裁判長から和解勧告がなされていることを踏まえ、本件事件の早期解決を図ろうとするものである。

(提案理由)

福岡高等裁判所宮崎支部令和5年（ネ）第2号債務不存在確認反訴請求控訴事件について、裁判上の和解をしようとするものである。